

第1回門真市弁天池公園指定管理者候補者選定委員会 議事録

日 時：平成30年8月6日（月） 10：00～11：45

場 所：門真市役所 本館2階 第7会議室

選定委員：大阪府立大学 教授	下村 泰彦
大阪工業大学 教授	田中 一成
弁護士	塩田 千恵子
公認会計士	北岡 慎太郎
門真市まちづくり部長	木村 佳英
事務局：門真市まちづくり部次長	小野 義幸
土木課長	野崎 正文
土木課課長補佐	石峯 裕司
土木課係員	大山 和憲
土木課係員	岡 亮介

【事務局】

それでは定刻となりましたので、ただいまより第一回門真市弁天池公園指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は委員5名中5名の委員のご出席を頂いており、本委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本委員会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に確認をお願い致します。

表紙が議事次第となります。

次に資料1、席次表でございます。

次に資料2、選定委員会名簿でございます。

次に資料3、門真市弁天池公園募集要項（案）でございます。

次に資料4、募集要項様式集（案）でございます。

次に資料5、各仕様書となっております。

資料6、関連条例等をまとめたものでございます。

資料7、弁天池公園に係る資料集でございます。

資料8、選定委員会日程（案）でございます。

次に資料9、選定方法及び採点方法でございます。

次に資料10、一次審査及び二次審査における審査基準（案）でございます。

次に資料11、評価基準表（案）でございます。

最後に資料12、指定管理料の審査項目にかかる計算方法（案）でございます。

資料に不足等はございませんでしょうか。

それでは初めに、選定委員の皆様のご紹介をさせていただきます。大阪府立大学教授、下村泰彦様でございます。大阪工業大学教授、田中一成様でございます。公認会計士、北岡慎太郎様でございます。弁護士、塩田千恵子様でございます。まちづくり部長、木村佳英でございます。続きまして、事務局の職員をご紹介させていただきます。まちづくり部次長、小野でございます。同じく土木課課長補佐、石峯でございます。同じく、土木課係員岡でございます。最後に、本日司会進行を務めさせていただきます、土木課長野崎でございます。

次に、事務局を代表いたしまして、まちづくり部次長、小野より挨拶をさせていただきます。

【事務局】

おはようございます。本日はお暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。門真市弁天池公園指定管理者候補者選定委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員各位におかれましては、ご多忙中にも関わらずご出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、選定委員の委嘱に際しましては、快くお引き受けいただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

さて、今回は、門真市弁天池公園指定管理者の指定期間が平成 31 年 3 月 31 日をもって終了することから、引き続き平成 31 年 4 月 1 日より指定管理者制度を継続するにあたり、改めて指定管理者を公募し選定するものでございます。本委員会は、指定管理者の候補者選定にあたり、透明性と公平性を確保するために設置されたものであり、応募団体から提出されました申請書類等を審査のうえ、候補者となる団体を選定し、市長に意見具申を行うものでございます。各委員におかれましては重責を担っていただくこととなりますが、公の施設にふさわしい団体を慎重にご審議のうえ、選定していただきたくお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

【事務局】

本会議では議事録作成支援システムを設置しております。つきましては、委員の皆様方におかれましては、発言の際にはお手元の卓上マイクのボタンを押したうえで、ご意見等について発言頂きますようお願いいたします。また、IC レコーダーによる録音も併せて行いますので、ご了承ください。

それでは、本日の案件に移ります。

まず、議題 1 の「正副委員長の選出について」でございます。お手元の資料 6 のうち、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第 9 条第 2 項におきまして、委員長及び副委員長は互選によって定めると規定されていることから、委員の皆様により互選いただきたく存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

一つ提案させていただきます。まず、委員長には前回前々回と委員長を務められていたとお聞きしている大阪府立大学教授の下村委員を推薦いたします。また、副委員長につきましては、同様に前回前々回と副委員長を務められていたとお聞きしている大阪工業大学教授の田中委員を推薦いたします。

【委員】

異議はございません。

【事務局】

委員より、委員長に下村委員、副委員長に田中委員とのご推薦がありました。ご両者いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【事務局】

異議がないようですので、委員長に下村委員、副委員長に田中委員と決定させて頂きたいと思っております。それでは恐れ入りますが、委員長席及び副委員長席にそれぞれ移動をお願いいたします。

それでは、委員長就任にあたって一言ご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

改めまして、おはようございます。皆様よりご推薦いただきまして、委員長を務めさせて頂きます下村でございます。ご存知の通りこの指定管理者制度というものは、公共団体他、色々なところで取り組まれている状況でございます。弁天池公園に関しては今回で第3回目になります。先ほど、公平性と透明性というお話がありましたとおり、適正に判断していく必要があると感じております。また、指定管理者制度の導入にあたり重要なのは、民間の活力やノウハウを発揮した市民サービスの向上、これが第一であると認識しております。もう一つ重要なのは予算削減、これは行政運営として大事なことであり、これら二つが大きな柱であると思っております。従いまして、申請書が出てきた際には、市民サービスの向上を目指しているか、というところを判断していきたいと思っておりますし、公認会計士の方もいらっしゃいますので、経費の削減とはなかなか言いにくいかもしれませんが、しっかりと運営が出来るかどうか、その辺りも含めご判断いただく必要があると認識しております。少し話が長くなりましたが、委員会の運営にあたりましてスムーズな進行ができるようお力を頂ければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長宜しく申し上げます。

【委員長】

それでは、ただいまから第一回会議を始めます。最初に議題2の会議の公開・非公開について図りたいと思います。この件について、事務局より説明お願いいたします。

【事務局】

説明させていただきます。資料6をご覧ください。

本市が定めております「門真市審議会等の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は公開するものとしております。しかしながら、本会議におきましては、公開することにより率直な意見交換が損なわれる恐れがあることと、申請団体の技術情報やアイデアなどが公開されることにより、申請団体に不利益を及ぼす恐れがあることから、非公開とすることが望ましいと考えております。このことについて、ご検討をお願いします。

【委員長】

ただいまご説明頂いた通り、会社の情報もあるということで、内容も含めて非公開という提案がありました。委員の皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、ご承諾いただいたということで非公開とさせていただきます。

それでは続きまして、次第に基づき、会議録の作成について事務局より説明お願いいたします。

【事務局】

ご説明させていただきます。資料6をご覧ください。

本委員会の会議録につきましては、「門真市審議会等の公開に関する指針」第8条第2項に基づき、各回の会議終了後2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた議事の要旨を公表するとともに、12月に開催予定の平成30年第4回定例会での指定管理議決後速やかに、第1回から第3回の会議録を併せて公表いたします。また、会議録の作成につきましては、資料6のうち「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。ただいま事務局より会議録の作成ならびに公開についてということでしたが、皆様よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしということで、本委員会の会議録につきましては全文筆記とし、公開は事務局案のとおり行っていきたくと思います。よろしく願いいたします。

では次第に基づきまして、選定委員会の進め方について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

ご説明いたします。資料8の「門真市弁天池公園指定管理者候補者選定委員会日程（案）」をご覧ください。

本選定委員会の開催スケジュール及び、指定管理者の公募から決定に至るまでのスケジュールをまとめております。

委員の皆さま方に募集要項、仕様書及び審査基準等の検討を行っていただきました内容について修正等を加えた後、8月13日（月）に募集要項の配布として、門真市ホームページに要項が掲載される予定としております。また、8月31日（金）には応募予定者に対する現地説明会を開催いたします。質問の受付は9月3日（月）から9月6日（木）までとしており、質問を受け付け次第事務局にて回答を作成してまいります。質問内容によりましては、委員の皆様方に回答作成をご依頼することもあるかと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。回答につきましては、全てを取りまとめて9月10日（月）までに、ホームページに掲載する予定でございます。指定管理者の申込としましては、申請書の受付を9月11日（火）から9月18日（火）を予定しております。申請書につきましても事務局で受付し、委員の皆様方に配布を行う予定としております。その後、9月26日（水）に第2回の選定委員会を開催いたしまして、書類審査を行っていただきたいと考えております。この書類審査におきまして、上位3団体を第1次審査の合格者として選定していただきます。10月12日（金）に開催予定の第3回選定委員会におきまして、応募者のプレゼンテーション及び委員からの質疑応答を実施したうえで、第2次審査を行っていただき、第1次審査と第2次審査の評価を合わせた総合判断として、指定管理者候補者を選定していただきたいと考えております。その後、正式に書面にて答申をいただき、「会議録の作成」で申しあげました平成30年門真市議会第4回定例会に議決案件として上程し、議決後、決定いたします。その後、平成31年4月1日より指定管理者による弁天池公園管理業務の開

始となります。選定委員会の進め方、スケジュールについては以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。スケジュールの説明がございましたが、本件に関しましてご質問等ございませんでしょうか。質問の回答については基本的に事務局で判断されるということで、専門的な内容について質問があった場合は各先生方に回答を確認していただく可能性があるということをご了承いただきたいという意見もございました。よろしいでしょうか。日程・スケジュールにつきまして、最終的には10月12日の午前中にプレゼンということでご説明いただきました。件数に依るとは思いますが、午前中に終わるだろうという判断でのご提案だったので、ご承りたいと思います。他にご質問はございますか。もし、途中で質問等がでてきましたら、追ってご質問いただけたらと思います。それでは事務局案とおりの日程で進めてまいりたいと思います。

それでは議題5「募集要項・審査基準についての検討」についての説明を事務局よりお願いします。

【事務局】

ご説明させていただきます。募集要項・審査基準（案）についてご説明します。

お手元の資料3「募集要項」（案）の2ページをご覧ください。

まず、今回の募集の趣旨につきましては、市東部の都市景観の形成・周辺生活環境の向上に資するとともに、公園緑地系統の要として設置されている弁天池公園の管理業務をより効果的かつ効率的に行い、市民サービスの向上、経費の縮減等を図る事を目的として指定管理者を募集するものです。

次に、施設の概要につきまして、所在地は、門真市岸和田1丁目8番2号、開設年月日は、平成3年4月1日に一部開園、平成4年4月1日に全域開園しております。弁天池公園には、芝生広場、わんぱくランド、噴水、シンボル広場等があり、公園の特性として、弁天池を中心として、バラ園、花菖蒲園、梅林等、四季の移ろいを感じる事ができ、また、北東部にはせせらぎ水路を配し、親水機能をもった市民憩いの場となっております。その他、各種の催し会場や災害時の避難地など、多様な特性を持っております。指定管理期間は、前回と同様に5年間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までを予定しております。

次に、8ページ下段をご覧ください。選定の方法につきましては、審査の公平性、透明性を高めるため本選定委員会を設置し、書類審査による第1次審査、プレゼンテーション審査による第2次審査を行った上、それらの総合的な評価により候補者を選定します。

まず、1次審査の内容についてご説明いたします。資料9の「選定方法及び採点方法」（案）、資料10の「第1次審査基準表」（案）及び資料12「指定管理料から経費の縮減に係る得点の算出方法」（案）をご覧ください。まず資料10ですが、これは「門真市公の施設にかか

る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第4条第1項（インデックス⑤）の選定基準に基づき、施設の設置目的などを勘案した評価項目及び配点となっております。

選定項目3の「管理運営に係る経費の縮減が図られているものであるか」の内、「公園施設の管理運営に係る経費の内容及び、それを実現するための方策」については、資料12の「指定管理料から経費の縮減に係る得点の算出方法について（案）」にごぞいます算出方法を用いて、事務局で事前記入したいと考えております。

選定項目4「管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか」の内、「職員の雇用確保の方策と労働条件」については、個票回収後に、専門的な知識を有する委員の評価を全員の個票に転記とさせていただきますと考えています。

選定項目4「管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか」の内、「安定的な管理運営が可能となる経理的基盤」については、個票回収後に、専門的な知識を有する委員の評価を全員の個票に転記とさせていただきますと考えています。その他の選定項目につきましては、各委員において点数付をお願いします。

各委員が付けられた点数を事務局にて集計いたしまして、第2次審査の対象となる団体を選定いたします。なお、第1次審査の結果は審査通過団体に通知し、通過しなかった団体には、非選定通知を送付することといたします。

次に、第2次審査についてご説明いたします。資料10の2ページ、「第2次審査基準表」（案）をご覧ください。

こちらは資料3「募集要項」15ページ別表1 選定項目の2「公園施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」の内、「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果」、「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」、「公園施設の維持管理及び改修・整備の内容、適格性及び実現の可能性」について評価をするものです。各社10分間のプレゼンテーション、20分の質疑応答を行った後、委員の皆様方に評価を行っていただきたいと考えます。その結果を事務局にて集計いたします。集計結果が出ましたら、第1次審査の得点と第2次審査の得点の合計を総合評価として、指定管理者の候補者として選定したいと考えております。

次に、審査結果の記入につきましては、資料10「第1次審査基準表及び第2次審査基準表」（案）をご覧ください。審査項目ごとに記載しているA・B・C・D・Eに○を記入していただきますようお願いいたします。また、1次審査で委員全員が同じ審査項目においてE（0点）として評価した場合は失格とします。また、A・B・C・D・Eの評価については、資料11「評価レベル表」を基に、評価A～Eの5段階に対し、倍率を設けておりますので、その倍率×各評価項目の配点表を乗じたものが得点となります。1次審査に関しましては、委員1名180点満点×委員数となり、5名の委員で900点満点と考えております。2次審査に関しましては、委員1名60点満点×委員数となり、5名の委員で300点満点と考えております。総合評価は、1次審査得点と2次審査得点を合計とし、5人の委員で1200点が満点となります。募集要項等の各資料につきましては、事務局で作成したものを、委員の

皆様方にご確認いただき、委員の皆様方の意見を反映したうえで決定したいと考えております。また、ご検討いただく項目の中で重要なものとしたしまして、採点の方法、審査評価基準表を事務局案として作成しております。こちらにつきましても、今一度、ご確認をお願いしたいと考えております。以上で募集要項・審査基準（案）説明を終わります。

【委員長】

ありがとうございます。募集要項・審査基準案の説明がございました。これについて、何かご意見・ご質問等があればよろしくお願いたします。時間がなかなか取れていないので、中身の確認が難しい点もございますが、少し見ていただいて、何かご質問等があれば宜しくお願いたします。

まず、資料3の募集要項についてですが、これは8月の半ばにホームページに公開される内容でございます。従いまして、まずはこれについて何かご質問あればお願いたします。その後、第1次・第2次の審査基準についてです。まとめてご説明頂いたわけですが、皆様いかがでしょうか。では、私の方から質問いたします。過去に2回指定管理者制度を導入されて、弁天池公園は指定管理者によってしっかり管理されているわけでございます。その中で、逆に担当部局である事務局側から何かありますか。また、この募集要項ですが、過去2回と同じ内容ですよね。

【事務局】

概ね同じ内容です。

【委員長】

この内容だった場合、今回問題が発生しそうとか、現場での声があればぜひ聞かせて頂きたい。そのうえで、微修正等を行っていったらと思います。逆に今現在で、それほど大きな問題も発生していなくて、適正な運営がされているのであれば、日付を変える程度の内容でもいいと思います。公園管理の面や、申請書の記載項目で、事務局の考えがあればお教えして頂きたいと思いますし、これで十分だということでしたら、委員の皆様にはチェック頂きたいとは思いますが、大きな変更は無いということにします。そのあたり、事務局より追記の内容はありますか。

【事務局】

事務局よりお答えいたします。現在、指定管理者としてはシルバー人材センターが管理しているのですが、特に問題なく運営しているという認識でございます。従いまして、今回も募集要項を大きく変更するということは考えておりません。一点、5年間の指定管理期間の中で、弁天池公園のリニューアルが入る可能性があります。これが、募集要項の14ページに書いています。その場合、管理方法や管理区域、指定管理料も含めて門真市と協

議することとなります。この部分が追記している部分になります。あともう一点、資料の5、運営管理仕様書をご覧くださいまして、3ページ、項目9の地元自治会等との連絡調整の項目で、「指定管理者は地域や学校との連絡調整に努めなければならない。また、公園管理棟について、地域と連携協議の上、管理運営を図ること。」こちらを追記しています。最近門真市では地域会議という会議が発足しています。その他自治会や様々な団体もございますので、それらの団体ときっちり連携を図って管理棟の運営に努めて下さいという考えです。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。非常に大事な話だと思います。弁天池公園がリニューアルされる可能性があるということでした。募集要項の14ページにある「その場合、管理区域や管理方法、指定管理料も含んで」という記載の中の、「含めて」というのは「等」という意味と捉えて良いでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員長】

要は限定して大丈夫ですかということです。今回であれば管理方法と管理区域と指定管理料の3つですね。弁天池の自主事業はどうでしたか。自分でなにか儲けが得られる施設というのは特になかったですね。

【事務局】

駐車場があります。また、その利用料金は条例で定められています。

【委員長】

少し気になったのが、指定管理者にお金が入るような施設があった場合、リニューアルに伴う工事期間中に、それらが動かない状況になったことで収益が下がることになるわけです。ですから、その様な施設がない場合は特段問題が無いと思います。「指定管理料も含め」という記載もあるので、指定管理者から市に対して費用負担して欲しいとか、その他何か補填して下さい等の話があった時、それらについても「含め」という部分でひとくくりになっているということであれば問題ないと思います。ですが、等くらいは入れておいたらどうかと思うのですが、その辺りはよろしかったでしょうか。

【事務局】

わかりました。その方向で修正します。

【委員長】

リニューアルというのはどれくらいの期間を想定していますか。おおよそ何か月くらいとか。改修規模にも依るかと思うのですが。池を改修するとなると大変だと思いますし。費用も含めて大変だとは思いますが、例えば半年程度だとして、公園が半分程シャットダウンされるということであれば、その間の管理費は発生しないということになるので、指定管理料を少し下げてもらわないといけなくなるかもしれないですね。その辺りもこの記載に含まれているという認識で良いですか。また、相手方がこちらの意図を認識できるかということも気になります。

【事務局】

いつリニューアルするということは決まっています。ただ、市として、弁天池公園の老朽化が著しいということで、少しずつ直していてもなかなか公園の活性化にはつながらないというところで、全体的に改修していく必要があるという考えがあります。その辺も知っておいてほしいということで今回、この一文を追記しているところであります。

【委員長】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

リニューアルについて、具体的にいつかというのは決まっていないということですが、どれくらい老朽化しているか等についての情報を、分かる範囲で出来るだけ出していただいたほうが良いと思います。また、指定管理料に関わってくる部分ですので、それが下がる可能性があるという部分についても記載があった方がよいと思います。

【委員長】

下がると書くか、変動すると書くかは微妙なところかとは思いますが。財布を握っている行政が3年後を見越して予算を取れているかといわれると難しいとは思いますが、聞いてなかったとか不利益が生じた場合、指定管理者側の方で雇用が無くなるということになるので、気を付けないといけない部分かと思えます。

【委員】

過去5年間で、リニューアルされたことはありますか。また、平成30年の8月から9月までの間にリニューアルというようなことがどこかに書いてあったと思うのですが、もし今回の指定期間にそのリニューアルがあるということであれば、今回の指定管理者募集とタイミングが合うと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

【事務局】

まず、ここ5年ほどで弁天池公園の大規模なリニューアルは行っていません。部分的に破損している物の修繕であるとか、老朽化している物の修繕というのは行っていますが、大規模なものはありません。8月から9月にかけてリニューアルという表現がどこかに載っていたということですが、管理棟の一部改修を予定してまして、指定管理者が動きやすいように活動スペース等を設けるための改修を行う予定でございます。

【委員】

では、今回のリニューアルというのは、公園を使用するにあたって影響は少ないということですね。

【委員長】

まず募集要項の話と運営管理仕様書の中で1項目増やすという部分が、前回からの変更点であるという話がありました。募集要項の中のリニューアル工事については、出来る範囲で申請者に対して詳細を紹介してあげることが出来れば親切ですねという意見もありましたので、ご検討いただければと思います。文面につきましても、「含め」という部分を以て包括していると思うので大丈夫かとは思いますが、工事期間中は指定管理料に関わってきます。管理区域が減って人手が少なくて済んだり、草刈りの回数も減少したりという可能性もありますが、そういう工事の時には維持管理は必要ない等といった調整も含めて詰めていく必要があるということについて、申請者にしっかり知らせておく必要があると思います。

【委員】

募集要項13ページの経費負担についてですけども、指定管理料にかかる金額等については門真市と指定管理者が締結する協定において定めるとあります。②のところ、指定管理料は各年度4月～3月まで、4半期ごとに予算の範囲内で支払うとあります。一旦、門真市と指定管理者で指定管理料について協定を締結されると思うのですが、それは固定額ではないということでしょうか。一旦決めるけれども、予算がその金額を下回れば予算の額でしか支払わないという意味でしょうか。

【事務局】

応募団体からの提案がありまして、そこで5年間の指定管理料が示されます。門真市として、その時提案頂いた金額を予算として計上いたします。選ばれた団体に指定管理料をお支払していくにあたり、その予算にしたがってお支払していくこととなります。また、無いとは思いますが万が一予算を上回ってしまった場合は、予算の範囲内でお支払する事が出来ないこととなります。

【委員】

ここでいう予算とは、実際の金額でしょうか。

【事務局】

その通りです。

【委員】

仮に予算が100万円だとして、実際にかかった経費が90万円であった場合、90万円しかお支払いしないということでしょうか。

【事務局】

まずは指定管理者からご提案頂いた金額をベースとして年度協定及び基本協定を結びます。年度毎にそれぞれ協定を交わすのですが、金額を示されたうえで協定を交わし、その金額を基に市として予算を組みます。1年目、2年目、3年目という形の予算ですので、それが下回るといったことはまずありません。

【委員】

この予算というのは門真市の予算ということでしょうか。

【事務局】

その通りです。

【委員】

一旦予算を確定したけれども、その予算を超えた経費がかかった場合は、予算の範囲内でしか支払わない、ということですね。

【事務局】

その通りです。

【委員】

それはこの文章をもって申請者の方々は理解できますか。別途説明されるのですか。極端に言うと、一旦決まったけれども、門真市の予算が足りなければ払いませんということですよ。その辺りがこの文章を読んで理解しづらいので、口頭でも説明した方が良いかもしれないですね。どういう文章にすればというのは思いつかないのですが、口頭のフォローがあったほうがいいのか。可能性について認識してもらう必要があるのかなと思います。

【委員長】

何か事務局より追加でございますか。

【事務局】

今回選定頂きまして12月議会で指定議決をされる際には、同時に提案金額について、債務負担行為を以て5年後までの予算確保をするための手続きを取らせて頂きます。ですので、その債務負担行為の金額が下がることがなければ、5年間は提案頂いた金額をそのままお支払することができるということになっております。よっぽどのことがない限り債務負担額の変更という事はありませんので、予算としてはきっちり確保できると考えています。募集要項13ページの①、申請時の提案価格を下回る場合についてですが、万が一、委託額が変われば下がる可能性はあるのですが、これまでの門真市の歴史及び経過において、そういった事例はございません。従いまして、提案頂いた金額に対して全くお支払しないということは無いという風に考えております。

【委員長】

ありがとうございます。今ご指摘の箇所ですけれども、項目が支払方法ですよね。それであれば、お話しいただいた予算の項目はこの部分ではいらないということではないでしょうか。四半期ごとに支払いますということが記載されていれば、支払方法という項目については十分である気もします。前回、問題なければこれでいいという気もするのですが。増額はしませんという記載もありますし。委員いかがでしょうか。書いていたら分かりにくいということであれば、抜いておくということも考えられますが。

【委員】

確かに、支払方法という項目であれば、予算の範囲内で支払うという記載はいらないという気もします。ただ、門真市としてこういった項目をどこかで記載しておきたいということであれば、ここしかないのかなと思います。

【委員長】

では、書いておく方が親切かもしれません。ですので、委員会としてここに書いておくことが適切ということにしておくことにします。ありがとうございます。

他、何かご質問等ございますか。

【委員】

募集要項の3ページ、利用料金とその他の収入について、自らの企画・実施する自主事業について参加料金を収入とすることができるかとあるのですが、この企画・実施する自主事業について、これまでどういったものがあつたのか等について教えて頂きたいです。

【事務局】

現在の指定管理者であるシルバー人材センターを例に挙げますと、春はスプリングカーニバル、秋はふれあい感謝祭というイベントを行っておりまして、市民及び自治会、地域の方々が沢山参加されるイベントを行っております。今の指定管理者はこれらを自主事業として、指定管理期間である5年間について毎年行っています。収入についてですが、イベントの中で食べ物や物販を行っておりまして、ブースを出すことによる収入や、売り上げの何%といったところになります。詳細までは把握しておりませんが、ブースの数はかなり多いです。

【委員】

そういった収入が出るような自主事業を行いますという部分について、申請書類の中で具体的な記載箇所はあるのですか。

【事務局】

募集要項 15 ページのうち公園施設の効用を最大限に発揮させるかどうかのうち、5-1、5-2、5-3、特に5-1の利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果、5-2のサービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果の部分と考えております。

【委員】

ということは、門真市として利用者の増加を図るといったことを意図しているわけで、収入により儲けるとかは特に意図していないということですね。

【事務局】

その通りです。

【委員】

自主事業につきましては、資料5「運営管理仕様書」、2ページ目の4番にて、自主事業としてこういったものであれば実施して良いということを記載しております。ただし6番で、実施内容については門真市と協議のうえ市公園として適切なものにして下さいという風に縛りのようなものを設けて、開催をお願いしているところでございます。

【委員】

確かに、何か縛りがないと大丈夫かなと思ったので、こういった縛りを設けているというのは良いことだと思います。今後も様々な提案をもって、自主事業を行うと思いますので。

【委員】

駐車場は自主事業として行うとあるのですが、自動販売機は自主事業から除くとあります。自動販売機はトイレ横と駐車場横の2か所あったと思うのですが、これらは自主事業ではないという事でしょうか。

【事務局】

自動販売機については、売り上げに対して一定額が門真市に対して直接支払われる契約になっております。従いまして、指定管理者には直接売上として収入が入っていないということになっております。

【委員長】

ありがとうございます。自動販売機はかなり儲かるようなので、行政として収入としてあるケースもあるようです。指定管理者制度というのは、法の使用許可、今まで行政が下ろしていたような許可を指定管理者が直接下ろせるということで、指定管理者の権限が増えたとも言えます。ただし最終責任は市が持つ必要があり、何でもかんでも許可を下せるといけないということもありますので、しっかり市がチェックしないといけない。そういうことも含めて、年度評価をしっかり行っていかないといけない。年間を通して指定管理者がどういった活動をしてきたかを年度毎に評価して、それを次の計画に結び付けていく。もちろん、申請書の中で活動目標を定めて、それに基づいて活動していくのでしょけれども、そのPDCAを管理部局のほうで評価し、しっかり指導頂くということが次年度に向けて必要であると思います。数字的には曖昧ですが、全国的に約4割程度、外部委員を入れて指定管理者の評価を行っているものも見受けられます。5年間の計画について、選定委員会で検討させて頂き、市長に報告することになります。お金の面であるとかサービスの面であるとか、または市民アンケートであるとか、何か残せるもので、経営的に良くなっているか、サービス向上されているかどうか、組織としてどうなのか等、しっかりと見て頂くことも、指定管理者を選定した後に必要になって来ると思います。そこまで含めて指定管理者制度であると考えていますので、よろしくお願ひします。

他、何かございますか。

【委員】

自動販売機について、一カ所は門真市で管理しているということですが、指定管理者に任せた方が良いということはありませんか。というのも、以前に自動販売機が売り切れているということがありました。門真市の場合、毎日確認して、商品の管理を行うことは難しいと思われます。指定管理者に任せた場合、それらをすぐに補給する事が出来て、自動販売機の収益も上がり、その分を指定管理料に充てることのできることで、結果、門真市から支払う指定管理料も少なく済むということになると思うのですが、その辺りいかが

でしょうか。

【事務局】

現在設置している自動販売機につきましては、門真市の職員が直接現地に行ってお中身を入れ替えるということはしておりません。占有許可のようなもので設置しているものであり、飲料メーカーが随時入れ替えている状態です。

【委員】

では、基本的には飲料メーカーが頻繁に入れ替えているはずだ、ということですね。

【事務局】

その通りです。

【委員長】

他に何かございますか。

【委員】

選定の際の審査基準表の配点について、募集要項の別表1の各項目に点数の重みづけがされていますが、これが公表されていると、応募される際にこの項目が重要なんじゃないかという誤解といいますか、たとえば別表1ですと、配点が高いのが項目の4、5で、これがトータルで80点という風に、審査の際の縛りがあると、なんとなく選びにくいといった部分が出てくるのかなと思います。要するに、配点を公表するのがいいのかどうかということですね。

【委員長】

いかがでしょうか。他の例でいきますと、細部まで表記してある例と、大項目として表記してある例、色々あると思うのですが、このあたり事務局として何か考えがあるのであれば、お願いいたします。

【事務局】

今回点数を細部まで公表することについてですが、審査基準表の中に期待する事項という項目がございます。指定管理者ということで、民間の方々の活力を使わせて頂くということとなりますので、市がこの公園について期待する項目について把握して頂いて、特に力をいれて頂きたい部分というのをむしろわかって頂きたい、その能力を保有している方に指定管理を任せていきたいという思いがあります。したがって、今回は内容と点数を公表したうえで募集を行うとさせて頂いたところでございます。

【委員】

わかりました。そうしますと、この点数というのは市の期待をそのまま点数に表したもののという理解で良いわけですね。

【事務局】

前回の選定にあたっては、1次は1次、2次は2次という形で選定しました。今回、募集される方に対して、具体的に1次及び2次の配点比率は公表しておりませんが、1次の書類をしっかりと作ってきていただいて、2次審査については、プレゼンにおいて直接お話しを聞かせて頂き、その企業が持たれている能力をお教えいただいたうえで、採点させていただきます。1次、2次を総合的に判断して、弁天池公園の魅力を最大限に発揮していただけるような指定管理者であればということで、透明性といいますか、点数等を公開させて頂いたうえで応募をお願いしたいと思っています。書類も、こちらが希望している部分について記載して頂きたいという思いがあるため、点数を公表しているものでございます。

【委員長】

9ページの④に審査項目は15ページ別表1のとおりとし、これらを総合的に判断します、という記載がございます。委員ご質問の内容は書かれていないのですが、配点の公表により、市が重視している項目について重点的に提案していただくということの啓発にもなっているという説明でした。また、15ページの一番下ですが、委員一名の合計点数、これは以前も記載がありましたでしょうか。採点の際の資料であれば記載があってもいいのかと思います。今回、委員の氏名は最初に公表するのですか。選定委員会の名簿等は指定管理者が決定してから公表するのか、事前にこのメンバーということで公表するのか、どちらでしょうか。これらは市によってやり方が異なります。スリットを入れて委員は声だけというところもあります。

【事務局】

人数につきましては募集要項の8ページに記載しておりますので、5名で委員を構成するという事はすでに謳っております。議事要旨には委員名は公表していたと記憶しております。そこは確認させていただきます。

【委員】

15ページの配点については、委員会で議論させて頂ければと思います。事務局の方でも少し悩んでおまして、今回は配点を公表するとしており、1次審査と2次審査の評価項目を分けております。5-1～5-3までは2次審査の評価対象で、それ以外は1次審査時の評価項目として、申請団体について評価して頂くというやり方で事務局としてはいいだろうということにて、提案させて頂いております。また、経費の部分につきましては30点とい

うことで、全体の 240 点の割合に対して 1 割程としていますが、もう少し経費に重みを置いた方がいいとか、もしくは公園運営に係る部分を重点とした方がいいのか、その辺について少し悩んでいるため、委員会の中で議論いただければと思っているところです。

【委員長】

ありがとうございます。他のところで、経費の部分に非常に大きな割合を取られていたということもありまして、ほぼお金だけで決まっていたということで、なかなか大変であったという指定管理者選定の例もありました。おおよそ 3 割程度のところが多い中、今回 1 割程度ということで確かに少ないなという印象はあります。経費の部分の重みを増やしたらいいという意見も出るかもしれませんが、市民の方を最優先とし、サービス向上や維持管理を重視するということであればこのままでも良いと思いますし、委員の皆様から意見を頂いて、配点も含めてもう一度確認していきたいと思います。30 点というと大きいなと思いますが、今回は 100 点満点ではないので。

【委員】

配点について、前回はどのような形だったのでしょうか。

【事務局】

前回はここまで詳しくは出していませんでした。選定項目と審査項目を載せていました。配点も公表していませんでした。配点及び審査項目については、前回から見直しを行っているため、変更しております。

【委員】

前回からの変更点について教えてください。

【事務局】

確認させていただきます。

【委員】

細かい部分は置いておいて、前回の配点が大きすぎたから今回は少なくしたとか、前回の選定で考慮すべき点があったので変更したとか、大きな部分での変更について教えていただけたらと思います。

【事務局】

前回から 5 年経っていて、その間に何か特別なことがあったということではないのですが、今回、門真市としては経費よりも市民サービスの点を重視していくということであり

ますので、この配点としています。

【委員】

正確ではないかもしれませんが、5年前の1次審査において100点満点のうち20点を経費の部分に充てています。同じく2次審査においても100点満点中、管理経費に係るものを10点としています。なお、委員5名がそれぞれ100点を持っています。

【委員長】

ありがとうございます。

【事務局】

先ほど話に挙がりました委員のお名前のことですが、議事要旨に関しては非公開としておりまして、最終的に公開する議事録の中で委員の皆様のお名前を公表するという形ですのでよろしくをお願いします。

【委員長】

議事録もしくは選定の報告をWEBでアップする時に、2番以降は公開しない場合もございます。応募者はこれだけでした等で収められることもあり、様々です。その時に選定委員のメンバーを公開されることが結構多いと思います。ただ、最初から公表しているところもあります。ですので、弃天池も3回目なのですが、他の部署でやられている指定管理と合わせるのが良いと思います。

【事務局】

本市の状況としては、議事要旨の中では非公開としていまして、会社名については全て公開としています。点数についても全て公開としています。複数社の場合につきましては、指定管理者候補者と次点を選定するという事になっています。その関係で、過去においては2番目まで公表していたのですが、近年では応募団体の名前は全て公開という傾向にありますので、複数社いれば全て公開していこうと考えております。

【委員長】

もし3社来られた場合、1番、2番、3番目まで点数を公表するかどうかについてはいかがですか。

【事務局】

点数については全て公表としています。1次については、1位何点、2位何点、3位何点という形です。2次については総合評価で何点という形で公表するのが門真市のやり方

すので、そういう形を考えています。

【委員長】

最低点は無かったですでしょうか。70点として設けていれば、1位の団体が68点であっても採用しないという風な。この辺はいかがでしょうか。

【事務局】

今現在は、全ての委員において同項目に0点を付けた際は失格としていまして、最低点について設ける予定はありません。採点頂いた際に、あまりにも委員間の評価の開きが大きすぎる等、そういった場合においては審査頂いた時にそれぞれの審査会の中で議論させて頂ければと思います。従いまして、募集要項において足切り点というものは設けておりません。

【委員長】

ありがとうございます。3社出てきてそれぞれが、65点、66点、68点であるが、経費が900万円も違う等、例えばそういう例も出てくる場合がございます。後出しジャンケンにならないように、この場で決めておくことが大事だと思いますので、何かご意見等あればお願いします。

【事務局】

先ほど委員からご質問ありました自動販売機の件ですが、事務局からの説明に一部誤りがございましたので訂正させていただきます。今現在、弁天池公園には自動販売機が2か所設置されております。トイレの横と駐車場の横です。駐車場の横の自動販売機に関しては、門真市が占用許可を与えて収入等が門真市に入っているのですが、トイレ横の自動販売機は指定管理者が設置しているものでございます。平成30年度の管理収支表を見ますと、自動販売機収入の記載がございます。併せて委員よりご質問のありました、自主事業による収入があるのかどうかでございますが、同じく平成30年度の管理収支表を見ますと、収入として計上されているのが指定管理料、これは門真市からお支払しているものです。他に、駐車場の利用料金と自動販売機の売上、この3点となっておりますので、イベントによる収益は収入には計上されておりません。

【委員長】

ありがとうございます。イベントを開催された際、入場料を徴収するものはあまりないと思うのですが、店舗等を出店された際、その売上等は出店しておられる方の収益として挙がっていて、指定管理者には入っていないという理解でよろしいですか。

【事務局】

収支計算表からすると、その通りとなります。

【委員長】

門真市として、物売り、つまりフリーマーケット等の許可は問題ないのですか。指定管理者が許可を下しても良いのですか。

【事務局】

都市公園の中で何でもかんでもということはありますが、現状のイベント等で行われていることについては問題ないと認識しております。

【委員長】

いろいろやられている中で、条例改正まで必要になってくることもございます。そうなってくるといろいろ大変で、市民の方等からご指摘がない様に見配せしておくことが必要だと思います。よろしく願いいたします。

他に何かございますか。

【委員】

一点だけ確認よろしいでしょうか。事業計画書の4-(2)の①、②が別表1の審査項目の方に無い気がします。

【事務局】

記載項目の誤りですので、訂正させていただきます。申し訳ありません。

【委員長】

前回からの変更点を確認してきました。募集要項15ページ目の公表項目についてですが、前回は細分化されていないもので公表しておりまして、点数も表示していなかったという説明がございました。まずこれが変わったというのが一つと、運営仕様書の中で地域と連携を図ること、この記載が増えたことが変更点であるとの説明がありました。いろいろ意見がでましたので、確認していきたいと思います。まず、募集要項15ページ目、細分化した表と点数を入れて良いかということですが、よろしいでしょうか。また、2次審査の際にも書類は提出してもらおうのでしょうか。口頭による説明だけですか。

【事務局】

書類の提出はありません。2次審査の際には、1次の際に提出頂いた申請書類の中身を簡潔にまとめたような資料の持ち込みは許可しております。申請書類の内容に追記するよ

うな資料の配布は認めないこととしています。

【委員長】

つまり、判断基準が一覧表で出ていると。どの項目が1次審査、2次審査の項目かは申請者からはわからないと。

判断基準が一覧で表記されており、申請者からは1次審査、2次審査における評価項目がわからない点。配点を表記するかどうかという点。点数の配分がどうであるかという3点について確認していきたいと思います。また、その他の修正が無いかどうかは、門真市で確認しておいて下さい。

以上の3点について、何か意見等ございますか。特に委員、経費の配点等についての意見等いかがでしょうか。

【委員】

個人的にはもう少し配点を大きくした方がとも思うのですが、弁天池公園の場合、自主事業と言っても駐車場料金とトイレ横の自動販売機くらいです。私が弁天池公園を確認したところ、そこで何か事業をして儲けるとい事が難しいと感じました。なので、様々なイベントを開催しているようですので、どちらかという、経費を安くすると言うよりも毎月確実に何かやってもらえる、そういったことの方が重要だと思いますので、経費の部分については30点でも低いことはないかと思います。

【委員長】

ありがとうございます。では以上の意見を踏まえまして、委員会として以上の3点を承認するという事でよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【委員長】

以上で、本日の議題は終了しましたので、司会進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】

先ほど委員よりご質問ありました、募集要項14ページのその他の部分、少し表現がわかりにくいのではということについて、事務局として、「指定期間内に弁天池公園のリニューアルが入る可能性があります。その場合、リニューアル期間中及びリニューアル後の管理方法や管理区域並びに指定管理料の変動が想定されますので、門真市と別途協議する事となります。」このような表現に変更させていただきます。

【委員長】

その方が親切かと思います。委員よろしいでしょうか。

【委員】

よろしいです。

【事務局】

併せて2点ほど資料の差し替えが必要であることが判明しましたのでお伝えします。

1点目、資料7の弁天池公園の位置図において、管理区域について修正がございます。
2点目、資料7の写真について、管理区域外の写真が載っているので、併せて訂正いたします。

【委員長】

菖蒲池がありましたよね。菖蒲池は特別庭園的な扱いとしていますか。

【事務局】

特に定めておりません。

【事務局】

委員長、長時間にわたる議事進行 誠にありがとうございました。委員の皆様方におかれましても、長時間にわたり、積極的に議論していただき誠にありがとうございました。

【事務局】

ここで、事務局より2点お知らせがあります。1点目 今後のスケジュールであります。第2回選定委員会は先程もご説明いたしましたとおり、9月26日（水）午後2時より 門真市役所本館2階第7会議室、この会議室にて開催いたします。第3回選定委員会は10月12日（金）午前9時30分より 門真市役所本館2階第7会議室、こちらもこの場所で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。2点目として 本日、この後、お時間が許される方でご希望がございましたら、弁天池公園を案内させていただきたいと考えております。市役所から弁天池公園まで概ね30分程度かかり、弁天池公園で30分程度、帰りで30分程度かかるかと思っております。合計でやく1時間半ほどかかると思われま。ご希望はございますか。

《委員1名参加希望》

【事務局】

それでは、これをもちまして第1回門真市弁天池公園指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。